

令和元年度の1学期の終業式の日となりました。保護者の皆様には、本校の教育活動につきまして御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

1学期の間、児童生徒の皆さんは元気に学校生活を送り、さまざまな学習活動を行いました。今年、新たな元号「令和」の時代となりました。新しい時代が始まりました。1学期の連絡票も「令和元年度連絡票」といたしました。職員が1学期の児童生徒の皆さんの学校生活の様子を御家庭にお届けするために、精一杯作成をいたしました。児童生徒の皆さんの、更なる（そして新たな）成長のきっかけとなるものになるとよいと考えています。

さて、6月21日（金）に吾妻中央高校において「吾妻地区いじめ防止フォーラム」が開催されました。本校からは、高等部生徒2名が参加し、班別の協議や全体発表などを通じて吾妻郡内の小・中・高の児童生徒の皆さんとの交流を深めました。2名ともたいへん立派な参加態度でしっかりと「いじめ撲滅」のメッセージを発信・確認してきました。

ところで、いじめの認知については丁寧に行うことが求められています。新聞・テレビ等の報道でも繰り返し情報が提供されています。学校でも児童生徒の皆さんに折に触れて指導を行い、校内にポスターを掲示して、職員や児童生徒の皆さんに啓発をうながしています。「吾特通信」でも「いじめ」の問題については何度か御案内をしています。昨年度も御紹介したことでありますが、いじめはほんの些細なこと（こんな事まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階の「いじめ」であっても、あるいは一回限りの「いじめ」であっても、学校としては組織として把握して、「いじめの認知」、「見守り」、「必要に応じての指導」を行い、解決につなげることが求められています。

いじめの定義は、以下のようになっています。再度の御確認をお願いいたします。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項によります。）

- ① 行為をした者（Aさん）も行為の対象となった者（Bさん）も児童生徒であること。
- ② （Aさん）と（Bさん）との間に一定の人間関係が存在すること。
- ③ （Aさん）が（Bさん）に対して心理的（悪口を言うなど）又は物理的（たたくなど）、影響を与える行為をしたこと。（インターネットを通じて行われたものを含む。）
- ④ 行為の対象となった（Bさん）が心身の苦痛を感じていること。

学校では、いじめを見落とさないためにも、「いじめの芽」や「いじめの兆候」についても定義に従って、「いじめの認知」を行う必要があります。本校では「いじめ」は確認されておりませんが、文部科学省では「いじめ」の認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかしであるとの方針を出しています。

本校でも、この方針を受けて一層丁寧に日々の指導支援に当たるとともに、いじめに関するアンケートを実施するなどして、今後とも児童生徒の皆さんが安心して安全に過ごせる学校を目指してまいりますと考えています。保護者の皆様の御意見を丁寧におうかがいしながら教育活動を進めてまいりますので、引き続きの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。